

○沖縄県立看護大学学生委員会規定

(平成 11 年 4 月 5 日教授会決定)

[沿革] 平成 19 年 4 月 25 日改正

平成 21 年 6 月 17 日改正

平成 27 年 1 月 21 日改正

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規定第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学学生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学生の生活指導に関すること
- (2) 学生の福利厚生に関すること
- (3) 学生の学習支援に関すること
- (4) 学生の課外活動に関すること
- (5) 学生の転学、留学、休学、復学、退学、除籍に関すること
- (6) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (7) 学生の進路及び就職に関すること
- (8) 後援会との連携に関すること
- (9) 同窓会との連携に関すること
- (10) その他学生の支援に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 別科助産専攻運営委員会委員長
- (3) 学長が指名する教員 4 名程度
- (4) 学務課長

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学生部長がこれにあたる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、各学年の専門的事項について審議するため、1年次専門部会、2年次専門部会3年次専門部会及び4年次専門部会を置く。

2 専門部会員は、教員のうちから学長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、学長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会で審議した事項について委員会に報告する。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規定は、平成11年4月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この規定の適用日後、最初に任命される第3条第1項第2号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規定は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。